

次のような方は所得税が還付される場合があります

- ①医療費控除
昨年中に本人や家族のために医療費を多額に支払った方。(生命保険の給付金や加入保険の高額療養費は差し引きますので、高額療養費のわかるものを持参してください)
- ②住宅借入金等特別控除
住宅の新築や増改築または購入した方。
- ③災害や盗難によって住宅や家財など資産の損害を受けた方。
- ④給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった方および出稼ぎなどで年末調整を受けなかった方。

必要な書類

- ◆印鑑（新たに口座振替を利用する方。金融機関の通帳・届出印を持参してください）
- ◆源泉徴収票（原本）
- ◆漁業所得、不動産所得（貸家、貸地など）、営業所得のある方は収入計算書や必要経費明細書など所得の計算のできる書類
- ◆国民年金掛金および社会保険料（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料など）の領収書（国民年金の口座振替を利用している方は、領収額がわかるものを持参してください）
- ◆生命保険料、個人年金および地震保険料の支払証明書
- ◆土地などの譲渡所得がある方は契約書等売買金額のわかる書類
- ◆医療費控除
 - 【通常の医療費控除】
 - ・医療費支払証明書（領収書）など ※医療費控除を受けるには、「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。この明細書は、作成に時間を要することから、必ず事前に領収書などを人（患者）別、病院別に集計してください。
 - ・生命保険などの給付金額のわかる書類
 - 【セルフメディケーション税制】
 - ・セルフメディケーション税制の明細書、領収書、一定の取組を行ったことを証明する書類
※健康の保持増進のため一定の取組を行い、特定の一般用医薬品（OTC医薬品）の購入費が年間12,000円を超える場合、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例（通常の医療費控除との選択適用）を受けることができます。
- ◆住宅借入金等特別控除
 - ・家屋の登記事項証明書 ・建築工事の請負契約書または売買契約書
 - ・金融機関発行の住宅資金借入等の年末残高等証明書
 - ・建築士などから交付を受けた増改築等工事証明書（増改築などの場合）
- ◆個人番号および身元確認書類
 - ・マイナンバーカード（個人番号カード）
 - ・通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

※確定申告のお知らせが税務署から送付されている場合は必ず持参してください。

※風力発電関連で土地の売買・賃借がある場合は、事前に相談してください。

【お問合せ】 住民生活課 税務係 担当：鹿島、畠中、横浜

障害者控除対象者認定書を交付します

身体障害者手帳の交付を受けていない方でも、要介護認定を受けていると所得税・住民税の障害者控除の対象になる場合があります。

対象になる方には、申請により控除を受けるための「障害者控除対象者認定書」を交付します。

- ◆対象者
65歳以上で要介護2～5の認定を受けている方で一定の要件に該当する方
- ◆申請方法
介護保険被保険者証と印鑑を持参のうえ、福祉健康課で申請してください。

【お問合せ】 福祉健康課 介護・福祉係 担当：樋口